

## 糸魚川市農業委員会 議事録

開催日	令和7年8月29日(金) 午前9時30分から午前9時55分
会議場所	糸魚川市役所 2階201・202会議室
出席委員	<p>【農業委員（出席17名、欠席2名）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出席委員：1番渡辺朗委員、2番片山敏隆委員、3番 大島博委員、4番恩田正平委員、5番近藤栄樹委員、6番松木秀夫委員、7番米原文明委員、8番荻野輝道委員、9番加藤政人委員、10番猪又正巳委員、12番井上二郎委員、13番齋藤 登委員、14番稲葉淳一委員、15番齊藤正機委員、17番松澤正善委員、18番松澤隆一委員、19番樋口佐登子委員</li> <li>・欠席委員：11番福田幸生委員、16番川合次夫委員</li> </ul> <p>【農地利用最適化推進委員（出席要請無、出席1名）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出席委員：8番池原栄一委員</li> </ul> <p style="text-align: right;">(以上、出席18名)</p>
出席職員	<p>農業委員会事務局</p> <p>星野局長、井上次長、小島係長（書記）、小竹主任主査、林主査</p>
説明等のため出席した者の職氏名	
署名委員	議長
	18番 委員
	19番 委員

## 会議に付した事件並びに審議事項

### 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 報告事項

報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願  
No.20～No.21 2件

報告第2号 農地の休耕及び増反届  
No.35～No.36 2件

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知  
No.102～No.153 52件

報告第4号 農地使用貸借契約の解約  
No.2 1件

日程第3 付議事項

議第1号 農地法第4条の規定による許可申請  
No.4001 1件

議第2号 農地法第5条の規定による許可申請  
No.5007 1件

議第3号 農用地利用集積等促進計画案にかかる意見  
No.104～No.160 57件

日程第4 その他

1 次回農業委員会の日程

9月30日(火) 9時30分開会 市民会館3階会議室

=====

**【連絡事項】**

- ① 広報誌「農業委員会だより」発行
- ② 新潟県農業委員会大会の予告  
※11月5日（水）13時～ 新潟市中央区（朱鷺メッセ）
- ③ 上中越協議会合同研修会の予告  
※11月20日（木）14時～ 十日町市  
（※従来と日程、会場が変わっています。）

## 会議の経過概要

発言者	発言要旨
議長 (米原委員)	<p>農業委員会を開催させていただきます。 本日の欠席通告委員は、11 番福田幸生委員、16 番川合次夫委員です。 定足数に達しておりますので、これから会議を開きます。</p> <p><b>日程第 1 = 議事録署名委員の指名</b></p>
議長	<p>日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。 私から指名させていただきますが、ご異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶものあり〕 異議なしの発言がありましたので、私から指名をさせていただきます。議事録署名委員には、18 番松澤隆一委員、19 樋口佐登子委員を指名いたします。</p> <p><b>日程第 2 = 報告事項</b></p>
議長	<p><b>&lt;報告第 1 号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願ひ&gt;</b> 報告第 1 号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願ひについて 2 件ございます。</p>
小竹主任主査	<p>説明を求めます。 報告いたします。1 頁をご覧ください。 20 番糸魚川地区、横町 3 丁目地内の 2 筆 187.33 m<sup>2</sup>について、現況は宅地です。 21 番大野地区、大野地内の 2 筆 1,064 m<sup>2</sup>について、現況は資材置場です。</p>
議長	<p>以上で説明を終わります。 只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。</p>

議長	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕 異議なしのご発言をいただきましたので、次の報告に移ります。</p>
議長 林主査	<p><b>&lt;報告第2号 農地の休耕及び増反届&gt;</b> 報告第2号 農地の休耕及び増反届について説明を求めます。 報告いたします。2頁をご覧ください。 35番根知地区、大工屋敷、上野山地内の5筆788㎡については、労力不足のため休耕するものです。 36番磯部地区、仙納地内の9筆1,387㎡については、労力不足のため休耕するものです。 以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕 異議なしのご発言をいただきましたので、次の報告に移ります。</p>
議長 林主査	<p><b>&lt;報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知&gt;</b> 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について52件ございます。 説明を求めます。 報告いたします。3頁をご覧ください。</p>
議長	<p>102番下早川地区、東海圃場の1筆2007㎡については、農地の利用調整により解約し他の方に貸し付けるものです。 これは令和6年12月に利用権で契約申出がありましたが、仮地番であり、その後地主が変更し、それに伴い小作人も変わったため、利用権の解約をし、中間管理機構で契約することになったものです。 103番から153番までは、株式会社根知ライスファームから合名会社渡辺酒店店への事業譲渡に伴い、解約し、中間管理機構で契約するものです。解約合計は全部で51件107筆130,704.56㎡となります。 以上で説明を終わります。 只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕 異議なしのご発言をいただきましたので、次の報告に移ります。</p>

<p>議長 林主査</p>	<p><b>&lt;報告第4号 農地使用貸借契約の解約&gt;</b>  報告第4号、農地使用貸借契約の解約について説明を求めます。  報告いたします。14頁をご覧ください。  2番根知地区、根小屋地内の1筆93㎡については、農地の利用調整により解約し、前号同様に合名会社渡辺酒造店が中間管理機構を通じて耕作する農地となります。  以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。  〔なし〕と呼ぶものあり  異議なしのご発言をいただきましたので、報告を終了し、日程第3の付議事項について、審議に入ります。</p>
<p></p>	<p><b>日程第3＝付議事項</b></p>
<p>議長 小竹主任主査</p>	<p><b>&lt;議第1号 農地法第4条の規定による許可申請&gt;</b>  議第1号 農地法第4条の規定による許可申請について説明を求めます。  説明いたします。15頁をご覧ください。  4001番、青海地区、田海地内の1筆271㎡については、農産物直売所施設の転用です。地図No.1をご覧ください。申請地は市道青海通線沿いの場所です。申請人は、上越市に居住していますが、通いで農業も営む傍ら市内に喫茶店を営んでいます。本申請では、収穫した野菜類の直売所として建物と駐車場を造成したいとのことです。</p>
<p>議長</p>	<p>以上で説明を終わります。  只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けします。</p>
<p>片山委員 小竹主任主査</p>	<p>農産物直売所の建設とのことであるが、地図No.1内の建物図面を見ると、飲食店のレイアウトに見える。どちらが正しいのか。  店内で調理を想定しているとのこと、このようなレイアウトになっているが、申請理由は農産物直売所で確認している。</p>
<p>議長</p>	<p>他にご意見ご質疑ありませんか。  〔なし〕と呼ぶものあり</p>

議長	<p>ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。  〔地区担当委員より「異議なし」の声あり〕  異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長 小竹主任主査	<p><b>&lt;議第2号 農地法第5条の規定による許可申請&gt;</b>  議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について説明を求めます。  説明いたします。16頁をご覧ください。  5007番、西海地区、平牛地内の2筆144㎡については、住宅敷地の転用です。地図No.2をご覧ください。申請地は市道西光寺団地線沿いの場所です。譲受人は、上越市に居住していますが、申請地を譲り受けUターンし、新築したいとのことです。  以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けします。  〔「なし」と呼ぶものあり〕  ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。  〔地区担当委員より「異議なし」の声あり〕  異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長 林主査	<p><b>&lt;議第3号 農用地利用集積等促進計画案にかかる意見&gt;</b>  議第3号 農用地利用集積等促進計画案について57件ございます。事務局の説明を求めます。  説明いたします。17頁からとなります。  104番下早川地区 東海圃場の2筆 4,423㎡については、新規の契約となります。  105番・106番西海地区 田中地内の2筆1,541㎡については、新規の契約です。西海地区の枝豆部の代表者と契約するものです。  107番から159番までは、先ほども解約で説明しましたが、株式会社根知ライスファームから合名会社渡辺酒造店への事業譲渡に伴い、新たに中間管理機構を通じた契約を行うものです。契約の合計は全部で53件110筆131,659.56㎡となります。  160番磯部地区 徳合地内の1筆1,095㎡については、新規の契約となります。</p>

<p>林主査 議長</p>	<p>以上で説明を終わります。 只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕 ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。 〔地区担当委員より「異議なし」の声あり〕 異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
<p>議長 小島係長</p>	<p><b>日程第4＝その他</b> <b>1 次回農業委員会定例会の日程</b> 事務局の説明を求めます。 説明いたします。次回の農業委員会のご案内です。 9月30日(火) 9時30分開会 市民会館3階会議室です。</p>
<p>議長</p>	<p>他にないようですので、以上で閉会といたします。慎重審議をいただき大変ありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>